

医推第 1242 号
平成27年2月20日

(公社) 岡山県医師会長

殿

(一社) 岡山県病院協会長

岡山県保健福祉部長

「子ども予防接種週間」の実施に伴う小児救急医療体制の
確保について

本県の救急医療行政の推進につきましては、平素より多大な御理解、
御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、今般、標記について、別添のとおり厚生労働省医政局から通知
がありましたので、御承知いただくとともに、貴会会員に対し周知く
ださるよう、よろしく願いいたします。

なお、本通知は、次のホームページにも掲載しておりますので、念の
ため申し添えます。

保健福祉部からの医療安全情報等のお知らせ

<http://www.pref.okayama.jp/hoken/hohuku/tuuchi/top.htm>

医政地発0216第1号
平成27年2月16日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局地域医療計画課長
（公印省略）

「子ども予防接種週間」の実施に伴う小児救急医療体制の確保について

救急医療行政の推進につきましては、平素より多大なご理解、ご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、子どもに対する予防接種への関心を高め、予防接種率向上を図ることを目的として、公益社団法人日本医師会、一般社団法人日本小児科医会及び厚生労働省の主権により、平成27年3月1日（日）から3月7日（土）までの7日間、別添実施要綱に基づき、「子ども予防接種週間」が実施されることとなりました。

予防接種後の注意事項については、予防接種実施規則（昭和33年厚生省令第27号）第7条において、①予防接種後に被接種者が高熱、けいれん等の症状を呈した場合には、速やかに医師の診察を受けること、②医師の診察を受けた場合には、速やかに当該予防接種を行った都道府県知事又は市町村長に通報することと規定されております。

貴職におかれましては、貴管下の小児医療機関に対して上記内容に関して改めて周知をお願いするとともに、重篤な副反応が発生した際に備えた小児救急医療体制の確保に引き続き万全を期していただきますようお願いいたします。

（照会先）

厚生労働省 医政局 地域医療計画課

救急・周産期医療等対策室

小児・周産期医療専門官 伊藤（内線 4139）

救急医療係 石川（内線 2550）

（代表電話）03-5253-1111

（直通番号）03-3595-2194

平成26年度子ども予防接種週間実施要綱

1. 目的

保護者を始めとした地域住民の予防接種に対する関心を高め、予防接種率の向上を図る。

2. 主催

公益社団法人日本医師会、一般社団法人日本小児科医会、厚生労働省

3. 後援

文部科学省、「健やか親子21」推進協議会

4. 実施期間

入園、入学前で保護者の予防接種への関心を高める必要がある時期であることから、原則として平成27年3月1日（日）から3月7日（土）までの7日間とする。

5. 実施内容

ワクチンで防ぐことができる病気（VPD：Vaccine Preventable Diseases）から子どもたちを救うため、種々の予防接種に関し、地域の実情に合った広報・啓発の取組について各都道府県医師会等で企画・実施する。

企画例

- ・ 予防接種についての保護者からの相談対応
- ・ 通常の診療時間に予防接種を受けにくい人たちが、土曜日・日曜日や夜間等に予防接種を受けられる体制の構築
- ・ マスメディアを通じた広報活動
- ・ 予防接種についての接種医療機関や一般市民向け講習会の開催 等

6. 実施協力機関

都道府県医師会、郡市区医師会、予防接種協力医療機関、各地域の予防接種センター等

7. 広報

ポスターを作成、配布する。また、マスコミ、行政とも連携を図り、公益社団法人日本医師会のホームページ（<http://www.med.or.jp/vaccine/>）等を活用して積極的にPRする。

(参 考)

予防接種実施規則 (昭和三十三年九月十七日厚生省令第二十七号) (抄)

(接種後の注意事項の通知)

第 七 条 予防接種を行うに当たっては、被接種者又はその保護者に対して、次の事項を知らせなければならない。

- 一 高熱、けいれん等の症状を呈した場合には、速やかに医師の診察を受けること。
- 二 医師の診察を受けた場合には、速やかに当該予防接種を行つた都道府県知事又は市町村長に通報すること。
- 三 前二号に掲げる事項のほか、接種後の安静その他接種後に特に注意すべき事項